

京都御所小御所の建築空間とその使われ方

満田 さおり

はじめに

江戸時代最後の内裏造営が成り、安政2年（1855）11月23日に孝明天皇が遷幸したのが、現在の京都御所（安政度内裏）である。『御造営御用掛日記』（註1）によると、同年8月24日、正殿である紫宸殿で御上棟の規式が行われたが、この作法は他に、内侍所、清涼殿、小御所、御常御殿、飛香舎で行われた（註2）。一方、それより前の同年4月8日に行われた御礎・御立柱の規式は、



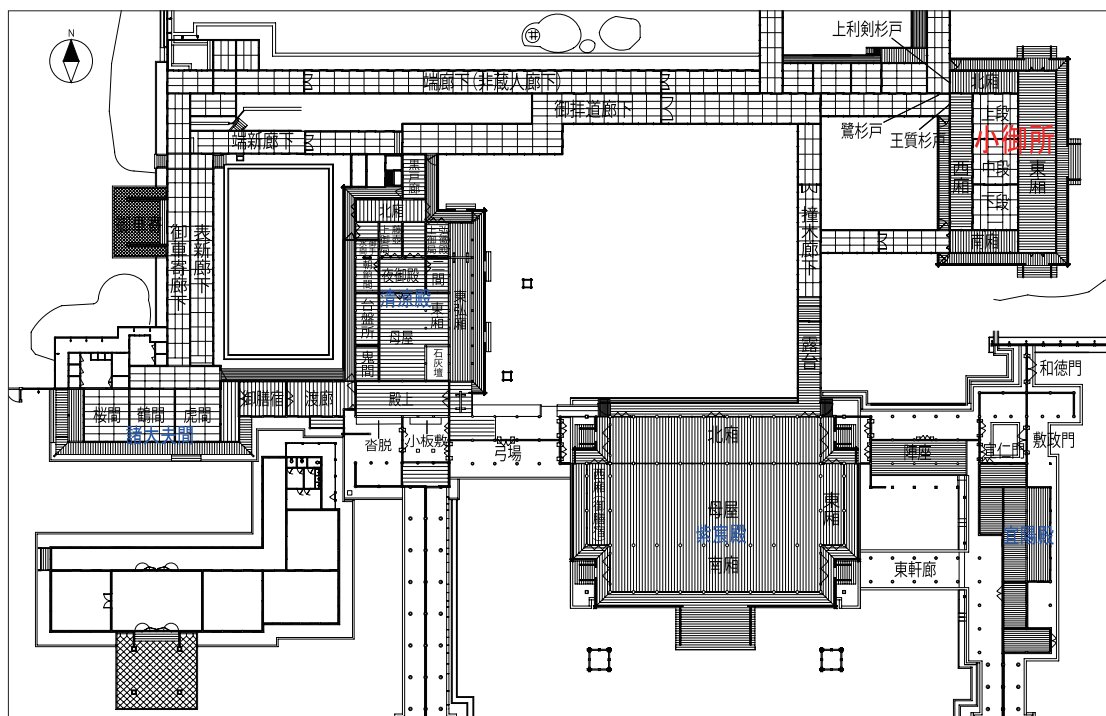
図1 京都御所 小御所（東）

他に、御花御殿、御三間、御学問所、皇后宮常御殿、若宮姫宮両御殿も含んで行われた（註3）。このことは、先に挙げた6つの殿舎が内裏の核となる存在であったことを示すとともに、小御所が内侍所、紫宸殿、清涼殿などと並ぶ重要な御殿であったことをうかがわせる（註4）。

御上棟の規式が行われた6つの殿舎、すなわち紫宸殿、内侍所、清涼殿、小御所、御常御殿、飛香舎は、天皇が常住する御常御殿を除くと、すべて儀式専用の御殿である。そのなかで唯一、小御所は平安宮内裏には存在しなかった御殿である。南北朝時代には内裏内の独立した御殿として存在したことが先学の平面構成の推定復元により明らかにされており（註5）、幕末の造営に至るまで紫宸殿や清涼殿の近くに配置されていた。後発の御殿ゆえに古制に縛られず、時代の要求に応じて表向きの御殿の機能を補完した一方、天皇の御在所としての「清涼殿代」や、内裏内の東宮の本宮としての「昭陽舎代」^{しょうようしゃだい}になることによって、皇位継承に関わる伝統的な宮中儀礼の場となったことも、小御所の重要な機能であった（註6）。すなわち、外部からもたらされる変化への対応と、伝統を重んじる御殿との互換性、それらの整合性がとれた儀式空間の創造を課題としてきたところに、小御所の特徴がある。

そのような歴史的文脈のもと、寛政度内裏（寛政2年〈1790〉造営。その焼亡後に安政度内裏が造営された）を機に、表向きの御殿が平安宮由来の古制に復されると、小御所はその変化に連動して、それまでにない新しい形式で造営されるに至った。それは母屋と廂、それに続く御庭を舞台とする儀式空間を基調として展開した日本の宮殿建築の再解釈ともいえるもので、小御所で行われた多種多様な儀式的あり方は、宮廷文化の一つの到達点と捉えられる。本稿は、京都御所小御所について、儀式での使われ方を網羅的に把握することにより、その造営理念と歴史的意義を明らかにすることを目的とする。

1-1 京都御所（安政度内裏）の小御所



京都御所の小御所は、紫宸殿と清涼殿の北東に位置する御殿であり、各御殿は廊下で連結されている(図2)。小御所の北西の廊下は、西に向かって御車寄、北に向かって御学問所に続いているが、かつて小御所の南西にも南に続く廊下(南取合廊下)が存在し、内侍所へと通じる十八間廊下(いずれも現存せず)に接続していた(註7)。



小御所内部は、母屋にあたる中央部分が北から上段・中段・下段と称される畳敷3室（各3間四方）の続き間となっており、上段は中段・下段に比べて床高が一段高く、中央に大紋高麗端の厚畳を2枚並べて御茵を置き、天皇の御座（南面）とする（図3）。小御所の敷畳はすべて小紋高麗端である。3室の各境には箴欄間が入り空間の連続性が示される一方、上段を二重折上小組格天井、中段を折上小組格天井、下段を格天井として各室の格の違いが表現されている。また、3室には紺青引極彩色の襖障子が用いられており^{（註8）}、小御所全体を通して壁がなく、床の間や違棚などの座敷飾がないのが特徴である。母屋の四周には化粧屋根裏に拭板敷の廂が廻り（図4～7）、東廂は幅2間半の弘廂で、幅1間半の他三方よりも広がっている。北廂と東廂の境及び南廂と東廂の境には布障子、



図4 小御所 西廂（南から望む）



図5 小御所 東廂（南から望む）



図6 小御所 北廂（西から望む）



図7 小御所 南廂（西から望む）

西廂の南北両端及び西北に2つある廊下への出入口には杉戸、東弘廂南北両端及び南廂西端には唐戸が用いられている。四面廂の外周には明障子が嵌め込まれ、その外側には外撥式の半蔀が釣られており、さらに外周には落縁が廻る。落縁の先、東弘廂の南北両端及び東中央の3箇所に階が設けられている。小御所の四方には白砂の御庭が配され、東庭は回遊式庭園の御池庭に面して眺望がひらけている。一方で、西庭は廊下に囲まれた壺庭となっており、その景観は対照的となっている。

1-2 京都御所（安政度内裏）清涼殿との比較

清涼殿代として用いられた小御所と、清涼殿の建築空間（図2）を比較すると、母屋と廂で構成される古代以来の平面構成をもっており、外周に蔀を釣ること、座敷飾がないこと、御殿の西側に壺庭、同東側に儀式用の庭が配されること、拭板敷の廂を有し、特に東を弘廂とすることなどが共通点として挙げられる。

その一方で、清涼殿がすべて化粧屋根裏の拭板敷であること、内撥式の（一枚）蔀が用いられていること、円柱が用いられていること、塗籠（夜御殿）や石灰壇を有すること、東側に廂と孫廂を重ねて設けていること、東廂に常設の昼御座（東面）があることなどは小御所とは相違する。また、小御所の紺青引極彩色の襖障子は、清涼殿や飛香舎との結びつきを示唆するものであるが、清涼殿と飛香舎が絹本の鳥居障子であるのに対し、小御所は紙本で襖上部に小壁張付がないこと、及び清涼殿は母屋面を唐絵とするのに対し、小御所と飛香舎は全面を大和絵

とするなど、両者には明確な相違もみられる。

1-3 宝永度内裏小御所との比較

続いて、寛政・安政両度の造営前に存在した宝永度内裏の小御所について確認すると、中央東側に3室（各3間四方）、同西側に2室が並び、図8では東側北間を「御上段」、中央間を「中段」としている。また、上段は二重折上小組格天井、中段は小組格天井、その南の室は格天井、西側2室は竿縁天井である。室境には襖障子、室外周には杉戸や遣戸及び明障子（明障子は1間につき1枚）が嵌め込まれる。襖絵は金地極彩色金碧障壁画であり、中国の故事を画題とする。そして、宝永度の小御所にも壁がなく、床の間や違棚などの座敷飾がない。

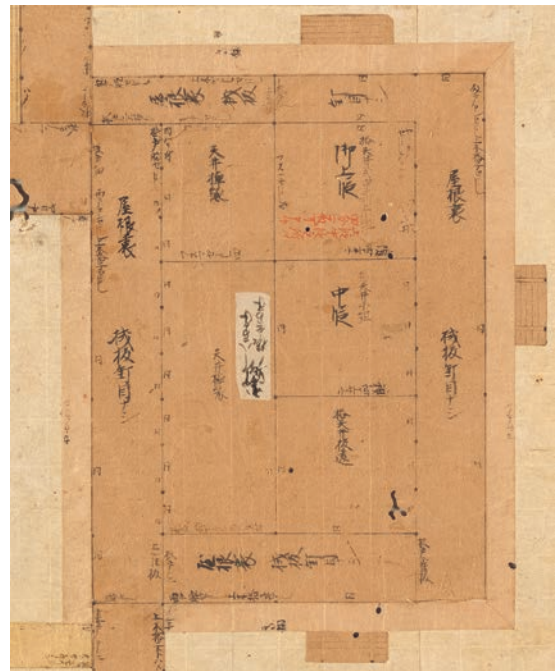


図8 宝永度内裏 小御所
（「宝永度内裏指図」〈宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵〉）

室の四方には広縁が廻り、東、西、及び南側を幅1間半、北側を幅1間の規模とする。

天明2年（1782）の記録に「東縁座敷」「南縁座敷」の語がみえるので、普段は畳敷であったようである（註9）。広縁を間仕切る建具は杉戸であるが、西の広縁南側の入口は唐戸となっている。四面の広縁の外周には腰障子と雨戸が嵌め込まれ、その上部壁面には木格子が設けられている。さらに外周には落縁が廻り、上段の延長線上南北端と東側中央に3つの階がつく。

寛政・安政両度の小御所とは異なる宝永度小御所の特徴として、室内を総畳敷として2列構成の続き間や縁座敷をもつ点、葎ではなく引き違いの建具を外周に用い、その上部に木格子を設ける点などが挙げられる。着目すべきはそれらが書院造の要素であることで、それは宝永度以降の御学問所と共通する特徴でもあった（ただし、御学問所には床の間や違棚が設けられており、より書院造の要素が強い建築空間となっている）。

宝永度小御所は延宝度の建築空間を踏襲したものであり（障壁画の画題には差異がある）、その形式は、延宝度内裏造営の延宝3年（1675）から宝永度内裏焼失の天明8年まで約100年間続いていた。

以上にみてきたように、寛政度内裏において復古の影響を受ける前の小御所は、清涼殿よりもむしろ御学問所に近く、書院造の要素が強い建築空間として存在しており、その形式が定着しつつさえあった。寛政度を機に実現した表向きの御殿の復古は、それらを補完する機能を担っていた小御所の建築空間にも大きな変化を与えていたのである。次章からは、その変化の背景を探るため、小御所の使われ方について詳しくみていく。

2 小御所の儀式空間

古制によって再興された寛政・安政両度の内裏における儀式についてまとめたものに、『嘉永年中行事』（新訂増補『故実叢書』第5回〈明治図書出版、1951年〉）、『公事録』（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）、『旧儀式図画帖』（東京国立博物館所蔵）などがある。その他個別の史料も参照しつつ、小御所の儀式について整理したものが表1、2である。なお、式場が複数の御殿にわたる儀式については、小御所が式場となる場面のみ取り上げている（註10）。

年中恒例行事			儀式分類	天皇の御座	主な列席者の座等
式日	儀式名	場面(表記無→全場面)			
正月	外様御礼之儀		対面	上段(南面)	内々当番公卿…東廂(下段東、西面、円座) 内々当番殿上人…東簀子(〃) 外様公卿…西廂(下段西、東面、円座) 外様殿上人…西簀子(〃) 議奏伝奏等…西廂(中段西、東南面) 近習総詰…東廂(上段東、西上南面) 蔵人頭…南廂(南障子際東、乾面) 外様公卿拝礼…下段細内 外様殿上人・六位蔵人拝礼…南廂南端
	太元帥法并後七日御修法	【昭】東宮 撫物申出・返上 【清】結日 勤修両僧対面加持 【昭】東宮 勤修両僧対面加持	対面	上段(南面)	【昭】撫物授受…台盤所簾下(西廂北第3間) 【清】奉行…南廂西唐戸前南方(北面) 【清】武家伝奏…南廂東方(乾面) 外様門跡勤修の場合…西廂衝立北 【清】勤修両僧拝礼・加持…下段 外様門跡勤修の場合…中段 【昭】対面以下、清涼殿代の儀に同じ
	外様門跡御礼之儀	【清】外様門跡対面	対面	上段(南面)	議奏…西廂南方(中段南第1間南方、東面) 外様門跡拝礼…中段南第1間
	外様入道御礼之儀		対面	外様御礼之儀に同じ	
	本願寺・東本願寺御礼 参内之儀		対面	上段(南面)	武家伝奏…西廂衝立南際 申次職事拝礼…中段南第1間坤隅(斜向)
	諸礼之儀	【清】院家対面加持 【清】諸寺対面加持 【清】非蔵人対面 八幡社僧対面 医師対面、天脈拝診	対面	【清】上段(南面) 上段黒縁(御学問所の御茵)	内々公卿・殿上人…外様御礼に同じ 外様公卿・殿上人…外様御礼に同じ 申次職事…南廂南唐戸前→南廂中間東(乾向) 武家伝奏…南廂(下段東・西面) 六位蔵人…南廂西唐戸外 【清】院家第一…下段1畳目拝礼→2畳目加持 【清】同法印拝礼…下段、同法眼拝礼…南廂 【清】妙心寺・大徳寺拝礼…上段黒縁下 【清】他諸寺…下段、非蔵人拝礼…南簀子 八幡社僧法印…下段、同法眼…南廂 医師…南廂拝礼→上段黒縁下天脈拝診
	神宮奏事始之儀		神事奏事	東廂(東面)	関白(御前座)…東廂(畳) 上卿(御前座)…東廂(畳) 上卿(奏事座)…東廂(清涼殿の陪膳の首円座) 関白(内覧座)…南廂(畳、奥座、南面) 上卿(内覧座前)…南廂(畳、端座、北面) 奏事読奏…東廂
	賀茂奏事始之儀		神事奏事	神宮奏事始之儀に同じ	
	別殿行幸之儀	(御方違吉方の場合、渡御)	方違	上段(南面)	女房・公卿・殿上人賜天酌天盃…中段 殿上人発錫鳴…東廂
	御吉書三毬打之儀		庭儀御覧	中段簾中(東面)	公卿…東廂(円座) 児・殿上人…東簀子(円座) 修理職…東階下 三毬打三所…御池前
	三毬打之儀		庭儀御覧	中段簾中(東面)	公卿…東廂(円座) 児・殿上人…東簀子(円座) 修理職…東階下左右 附武士以下列座…東庭(東簀子下) 大黒民部祈念…正面階前三毬打燃場 綾織・児舞・隠之太鼓…正面階前

表1 寛政度内裏・安政度内裏の小御所における儀式（年中恒例行事）

	鶴庖丁并舞御覧之儀	鶴庖丁	庭儀御覧	東廂(中段東)簾中畳敷満 (御帖・御茵、東面)	女房拝見所…東廂(上段東) 公卿…東廂(中段東)畳敷満(御帖・御茵) 殿上人…東簀子(円座、以上東面) 京都所司代…東簀子殿上人の上座 児…御前東簀子東階以北(円座、南上東面) 修理職…東階下左右(円座) 取次・附武士以下列座…東庭(東簀子下) 庖丁人…階前敷板(西面) 庖丁人賜禄…東階 庖丁人拝礼…東階前庭
	法中御礼之儀		対面	上段(南面)	議奏以下…西廂 武家伝奏・申次の職事…南廂東方(西北向) 山門学頭拝礼…下段(末第1帖目) 同加持…下段(第2帖目) 他拝礼…下段(第1帖目)
	和歌御会始之儀		和歌管絃	東廂(御帖・萌黄東京錦 御茵、南面)	講師…東廂(菅円座、北面) 読師…東廂(菅円座、東面) 発聲・発聲腔の人…東廂文台左(西面) 講頌…東廂講師西 親王…東廂奥座(大紋縁帖) 関白・大臣…東廂端座(大紋縁帖) 納言以下…東廂奥端対座(小紋縁帖) 殿上人…南簀子 御会奉行…下段 新加聴聞近習…南廂 内々外様…西廊下
	知恩院参内之儀		対面	諸礼之儀に同じ	
	和歌当座御会始之儀		和歌管絃	[御題御覧]上段(南面) [読上之儀]簾中出御	[御題披見・詠進]親王…上段(奥) 大臣…上段(端) 納言以上…中段(奥端対座) 殿上人…下段中央(東上北面) [御題披見]御題の規箱…中段上方 [読上]親王・大臣以下…中段(奥端対座) 殿上人…不出座 講師読上…中段切燈下 短冊規蓋前
2月	年頭御祝儀関東使所司代 同伴参内之儀	将軍・関東使進献太刀披露 関東使・京都所司代対面・賜 天盃	対面	上段(南面)	関東使・所司代…取合廊下南方(東上北面) 陪膳・手長・役送等・奉行…鶴杉戸内廊下 近習・内々・外様等惣詰…例の如し 将軍進献太刀・折紙披露…上段黒縁の際 関東使拝礼…下段栞内(北面) 関東使自分進献太刀披露…下段栞内 京都所司代拝礼…南廂南障子下 関東使・京都所司代賜天盃…下段
	丁祭之儀(上丁)	論義	論義聴聞	上段(南面)	議奏・近習…南廂南西方(円座) 執経・執読・侍讀…下段(奥端対座) 執経論義座…中段 問者…南廂 問者論義座…下段
	水無瀬宮和歌御法楽之儀	御短冊読上	和歌管絃 (他殿出御)	上段(流例不出御)	講師読上…中段 読上時…天皇御常御殿上段出御、御手水
	聖廟和歌御法楽之儀	御短冊読上	和歌管絃 (他殿出御)	水無瀬宮和歌御法楽之儀に同じ	
3月	御楽始之儀		和歌管絃	上段簾中(南面) ※所作のある時は、 東廂出御の場合有	親王以下…中段以下畳・敷居撤す、奥端対座(帖) (親王奥、大臣端、納言以下奥端対座) 殿上人…東廂(円座、西面) 楽人…庭中打板(西面) 議奏・武家伝奏・近習…南廂西方簾内
	月次御楽之儀		和歌管絃	上段(南面)	親王以下…中段以下奥端対座 (親王奥、大臣端、公卿奥端対座) 殿上人…東廂(円座、西面) 楽人…庭中打板(北上西面) 両役・近習…南廂西方 四辻…南廂
8月	丁祭之儀(上丁)		論義聴聞	(2月に同じ)	
10月	新茶御壺口切之儀	摂家賜新茶等	賜茶 (不出御)	不出御	摂家…下段(西面)
	維摩会勅使参向之儀	宣下御礼	対面	外様門跡御礼之儀に同じ	
11月	大樹進献茶壺口切之儀	所司代対面	対面賜茶	上段(南面)	京都所司代拝礼…南廂障子際
12月	諸殿御煤拂之儀	賜御盃	賜御盃 (不出御)	不出御	清掃後出座の人々賜御盃…下段中央敷居内
	官位御沙汰日之儀(御寄合)		官位任叙議	中段	関白以下…下段(西面)

臨時儀式		儀式分類	天皇の御座	主な列席者の座
儀式名	場面(表記無→全場面)			
小朝拝	【昭】東宮拝礼	東宮本宮儀	東宮南廂簾中(平敷御座)	公卿以下拝礼…南庭(西上北面)
踐祚	【清】新主御所儀	新主御所儀	昼御座(東廂)	関白…東簀子(円座) 関白補任等…東廂出御 新任蔵人拝舞…東庭(西面) 関白以下拝舞昇殿…南門外→殿上 累代御物目録奏聞…台盤所簾下(西廂) 古書奏覧…東廂出御
伊勢公卿勅使	神宝御覧	調度等御覧	中段中央北頭(御茵、北向) ※内々儀	神宝飾設…上段東西相對南北行(弘筵2枚) 内宮御料…西筵(北上) 外宮御料…東筵(北上) 荒祭宮獅子形・両宮神馬料鈴等…中段良隅
立太子	本宮之儀	東宮本宮儀	〔諸卿参入・供御膳〕東宮 屋御座(南廂、縹緗端置2・ 東京錦御茵、南面) 朝餉御座(西廂、縹緗端置 2・唐錦御茵、南面) 〔立坊後皇太子拝観〕同 屋御座(南廂、唐錦御茵) 朝餉御座(西廂)	〔御膳使〕勅使賜禄…殿上(紫端厚畳、端座) 賜御膳具…内膳司弁備所幔内(北庭) 〔御剣使〕御剣安置…夜御殿(下段) 〔諸卿賜饗〕関白以下公卿…殿上(奥端対座) 天皇東宮密々御覧…東廂 〔諸卿賜禄〕…殿上
東宮御書始		東宮本宮儀	東宮 屋御座(南廂、縹緗端置1・ 龍鬘地敷・唐錦茵、南面) 同御綰角所…朝餉(西廂)	侍読…御座西間南簀子西寄(菅円座) 尚復…南簀子侍読座東の高欄副(菅円座) 関白以下公卿…南簀子御座東間(両面・緑端置) 侍臣…東簀子(紫端置) 公卿賜饗禄…殿上(東廂)
東宮御元服	本宮之儀	東宮本宮儀	東宮朝餉御座(西廂) 同屋御座(南廂)	東宮着御御服…朝餉(西廂) 還御後腋御膳…昼御座(南廂) 御禄使賜禄…殿上沓脱(東階)→南簀子簾下
御笙始之儀		和歌管絃	〔御笙始〕上段中央(東面) 〔管絃〕東廂(南面) ※管絃は省略の場合有	〔御笙始〕御師範…東庭(打板) 公卿・申次公卿…東廂(円座) 議奏・武家伝奏・近習…下段 〔管絃〕公卿…東廂(上段南1間・中段北1間東畳、 西面) 殿上人…東簀子(円座、西面) 両役近習惣詰…下段
小御所東庭舞楽御覧東使 拝見之儀		庭儀御覧	中段中央簾中(東面)	関白以下摂家宮方、議奏近習公卿…下段 殿上人…南廂 武家伝奏…東廂 閑東使・所司代・副使…東廂(北上東面) 附武家・執次・膳頭・勅使・中詰…東庭 修理職…東階下左右 舞楽…東庭
御学問所南庭蹴鞠御覧之儀	関白以下見物	庭儀御覧 (他殿出御)	(御学問所下段簾中出御)	関白以下見物所…北簀子 公卿装束所…南庭 御鞠場…御学問所南庭
御有卦入御祝之儀	舞楽御覧(御学問所出御) 関白以下殿上人→御学問所 その他→小御所	庭儀御覧 (他殿出御)	(御学問所簾中出御)	関白以下殿上人以外…北廂・北簀子 列舞…御学問所東庭舞台

 …寛政度御造営前は清涼殿儀
 …幕府関連
 【清】…清涼殿代
 【昭】…昭陽舎代

表2 寛政度内裏・安政度内裏の小御所における儀式(臨時儀式)

表に示した年中恒例行事28項目、臨時儀式10項目を対象に、天皇、東宮、及び列席者の座と室礼に着目してそれらを分類すると、恒例行事には、天皇が母屋に出御する儀式(①対面、②論義聴聞、③官位任叙議)、天皇が母屋・東廂に出御する儀式(④和歌管絃、⑤庭儀御覧)、天皇が東廂に出御する儀式(⑥神事奏事)、及び⑦不出御儀(賜茶・賜御盃)がある(別殿行幸については、常御所の方違の要素をもつ儀式であり、小御所に限定されないため、分析対象外とする)。臨時儀式については、複合的な式次第をもつものが多く場面転換も含まれるが、大まかに分類すれば、小御所を東宮の本宮である昭陽舎代として、東宮が南廂に出御する①東宮本宮儀、御凶事において清涼殿が旧主の御喪所とされるに際し、小御所を清涼殿代として新主が東

廂に出御する②新主御所儀、天皇が母屋に出御する③調度等御覧及び⑤庭儀御覧、天皇が母屋・東廂に出御する④和歌管絃がある^(註11)。紙幅の関係ですべての儀式を取り上げることはできないが、小御所の機能を示す主な儀式について、次に確認していきたい。

2-1 対面

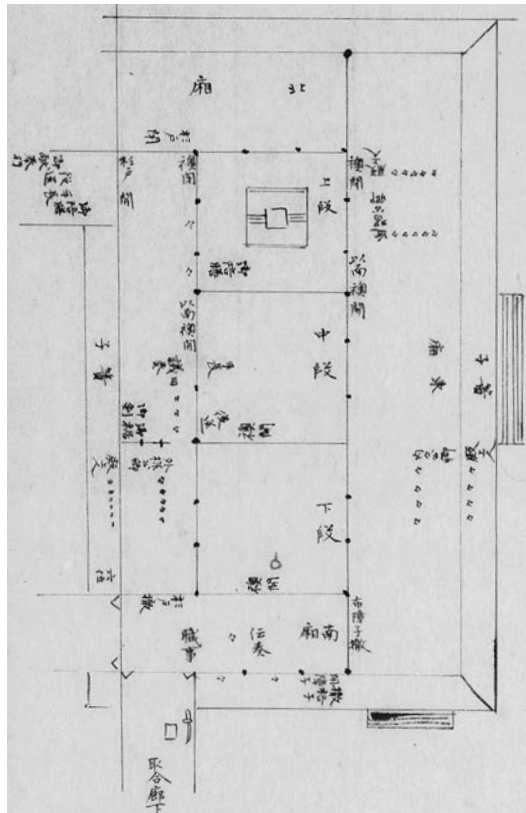


図9 『公事録』「小御所御対面天盃等之図」
(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵、以下同じ)

平安宮では、天皇への拝礼の儀として、殿内に出御した天皇に対し、庭中に官位の順に列立した群臣が拝礼を行う、朝賀や小朝拝などの儀式が行われていた。江戸時代の内裏では、御常御殿、御学問所、小御所の上・中・下段という室内を式場として、一度に参入する列席者を限定するようになり、多くの式日を設けて、御礼と称される対面の儀式が行われた。すなわち、天皇との親疎ひいては家格などにより対面の式場や式日が異なっており、小御所は外様の公家や寺家、及び武家の対面の場とされた。

図9は2月上旬に行われる年頭御祝儀関東使所司代同伴参内之儀における列席者の座や室礼を示した図である。儀式当日、関東使（将軍上使）や京都所司代等は内裏の西にあった施薬院に参着後、召しに応じて宜秋門から参内し、武家伝奏に将軍の口上を伝える。その後、伝奏の案内で小御所南の取合廊下に控える。また、

内々当番公卿が東廂、同殿上人がその東側の簀子、外様公卿が西廂、同殿上人がその西側の簀子に、各々下段の東西に分かれて控えるとともに、近習総詰が東廂北側に控える。西廂には中・下段境の衝立北側に議奏等が控え、王質杉戸^(註12)外（上段西側の廊下）には、天盃頂戴に備えて御献奉行や陪膳、手長、役送等が控える。

御常御殿では、上段で天皇が御服を着御した後、伝奏が下段より上段黒縁の前に進み、将軍の書状を奏上する。続いて、天皇が小御所での対面のため御常御殿から出御する。上段西第1間より一旦南廂に出て西進して御三間の東に入ると、同南廂、御詰東廊下（御鈴廊下）、上利剣杉戸を経て小御所北廂に昇り、西北隅より上段に入り、上段中央の御座に南面して着御する。

御座が定まり伝奏が南廂に着座すると、あらかじめ小御所南取合廊下に置かれていた将軍進献の太刀・折紙が伝えられる。伝奏はそれを取り、下段・中段を経て上段黒縁の際に置いた後、南廂の東方に退く。次に関東使が進み出て下段に着座して一拝の後、元の場所に退くと、太刀・折紙が王質杉戸外に下げられる。続いて、関東使が自身の進上する太刀・折紙を下段に置

き、南廂で一拝して退くと、所司代が同所に進み出て天顔を拝し、再び元の場所に退く。

その後、東使等に天盃を賜うため、陪膳以下が召される。王質杉戸外で御献奉行から酒肴が授けられ、役送（西廂）、手長（中段）、陪膳（上段）の順に伝えて上段の天皇に供された後、陪膳が御銚子の口に天盃を載せて手長に伝え、下段に進み出た関東使が天盃を頂戴し退く。続いて同所において所司代が天盃を賜い終え、天皇が入御して対面の儀式が終了する。

小御所における対面では、関東使御礼のような下段や南廂での拝礼の他、外様門跡が中段から出入りして同所で拝礼するなど、身分によって位置が定められていた（表1）。また、関東使等は小御所南取合廊下から参入したが、通常小御所へは南廂西唐戸（図7）を出入口とした。さらに、拝礼の後の天盃は、関東使・所司代以外は身分に応じて各々他所で賜った。

2-2 和歌管絃

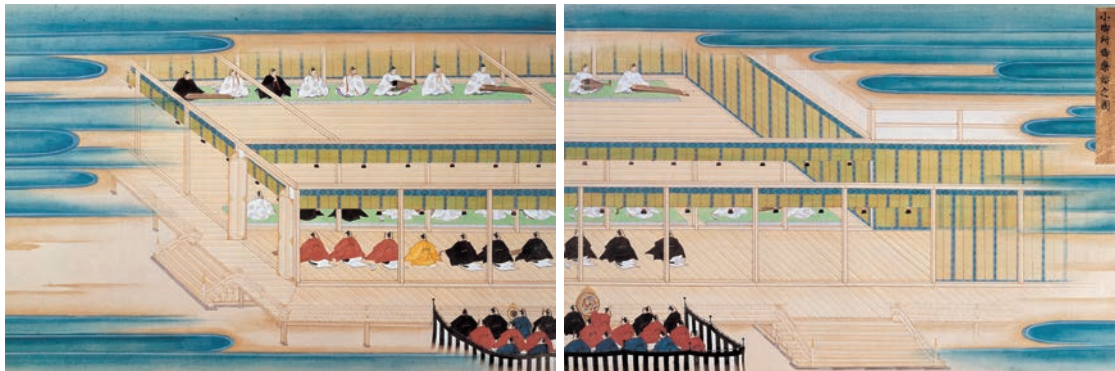


図10 『公事録』附図「小御所御楽始之図」（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵、以下同じ）

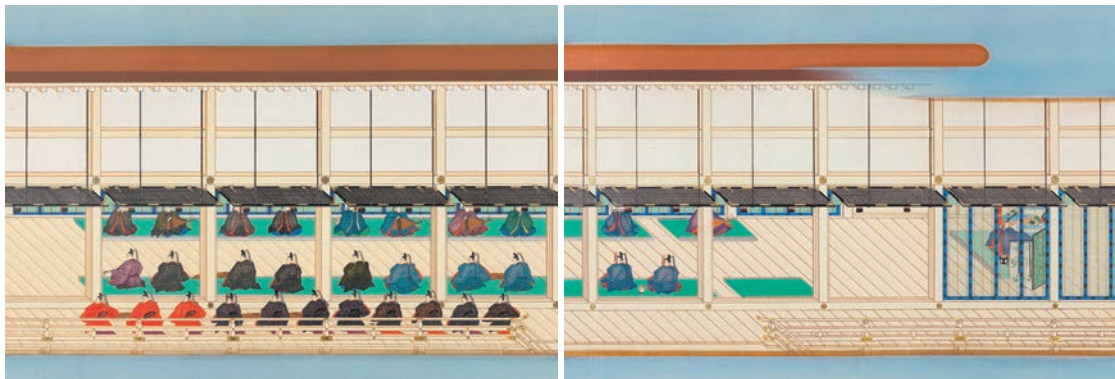


図11 『孝明天皇紀附図』「文久元年八月二十三日 御笙始管絃図」（宮内庁宮内公文書館所蔵、以下同じ）

内裏における和歌と管絃の会で有名なものに中殿御会がある。「中殿御会図」にも画かれた、建保6年（1218）8月13日の順徳天皇の中殿和歌管絃御会では、天皇が清涼殿東廂昼御座に出御し、臣下が東弘廂に列座して管絃を奏した^{（註13）}。さらに時代が遡る平安時代に行われ、『年中行事絵巻』に画かれた内宴の儀式でも、平安宮内裏仁寿殿の南廂に天皇が出御し、その南の露台や簀子などで臣下による献詩の披講や管絃が行われていることから、御遊の儀式空間は基本的に廂や簀子であったと考えられる^{（註14）}。

さて、寛政復古前の宝永度内裏では、御楽始は小御所で行われている。天明2年（1782）2月11日の御楽始は簾中出御とし、中・下段の畳を取り払った板敷の上に公卿の座を設け、東御縁座敷（下段の東）を殿上人の座、南御縁座敷の下段東南角の柱より西方を近習公卿の座、その南の簀子を近習雲客の座とした。地下の楽人は庭上に設けた打板に参上した^{（註15）}。翌年2月20日の御楽始の記録には、「公卿廂対座（以中・下段為廂代、設奥端座）、殿上人候簀子（以廂為簀子代）」とあり、母屋と御縁座敷は廂と簀子の代用であると認識されていた^{（註16）}。なお、上記2つの事例では、前者は天皇による所作はなく、後者は簾中において箏の所作があった。

寛政度小御所造営後の御楽始之儀について、『公事録』には、母屋出御の式次第が記された後、指図として母屋出御の「御楽始構之図」と東廂出御の「御楽始御所作之時図」の2枚が付されており、天皇の所作の有無によって、管絃用に設定された2つの儀式空間を使い分けることになっていたようである。母屋出御の場合、図10のように天皇は上段の簾中に出御し、親王以下が中段以下に奥端に分かれて着座する。親王は奥、大臣は端、その南に納言以下が奥端に分かれて着座する。中・下段の畳を撤収して境の敷居を取り放ち、板敷の大空間を創り出すとともに、南廂を含む四周の建具を撤収して御簾を掛け渡し、その北と西を垂簾、東と南を巻簾とする。東廂には殿上人が1列に着座し、上段以北は垂簾、中段以南は巻簾とし、庭中（下段の東）に設けた打板には楽人が着座する。

図10との比較として、孝明天皇の御筈始後の管絃を画いた東廂出御の図11を確認すると、天皇以下殿上人の座の配置が東側にスライドして、東廂と東簀子に設けられる。天皇と臣下の座の間に段差など何らかの区別があったそれまでの儀式空間に対し、廂という完全に同じ空間に天皇と公卿の座がある点に、この時代の特徴がみられる。

そのほか、毎月恒例の月次御楽之儀は母屋に出御のある儀式で、その形式は御楽始に準じるものの、畳敷のまま行われ、天皇の所作がある時には親王や大臣が上段に昇るなど、相違もみられる。また、『公事録』の指図によると西廂は女房聴聞所とされる。

和歌に関する儀式も、管絃と同じく母屋と廂の両方に儀式空間が設定されており、和歌御会始を東廂出御、和歌当座御会始を母屋出御の儀式とする（水無瀬宮御法楽之儀、聖廟御法楽之儀は不出御）。寛政度造営前には、和歌御会始は清涼殿の儀式で「西面御座」に出御があり、「中段」において披講が行われていた^{（註17）}のに対し、和歌当座御会は小御所で行われていた^{（註18）}。記録によると、寛政度造営後まもなくの寛政3年正月24日及び翌年同日に行われた東廂出御の和歌御会始は「公宴」とされ、さらに「東礼」（内裏本来の空間秩序）で行われたと特記されている^{（註19）}。以上のことから、小御所東廂出御儀は、宝永度清涼殿儀や小御所母屋出御儀に比べて、より公的な要素の強い儀式空間として認識されていたと考えられる。

2-3 庭儀御覧

小御所における庭儀御覧の儀式のうち、御吉書三毬打、三毬打之儀、及び鶴庖丁并舞御覧之儀は、寛政度造営前は清涼殿儀として行われていたもので、建築空間の復古を機に、清涼殿が

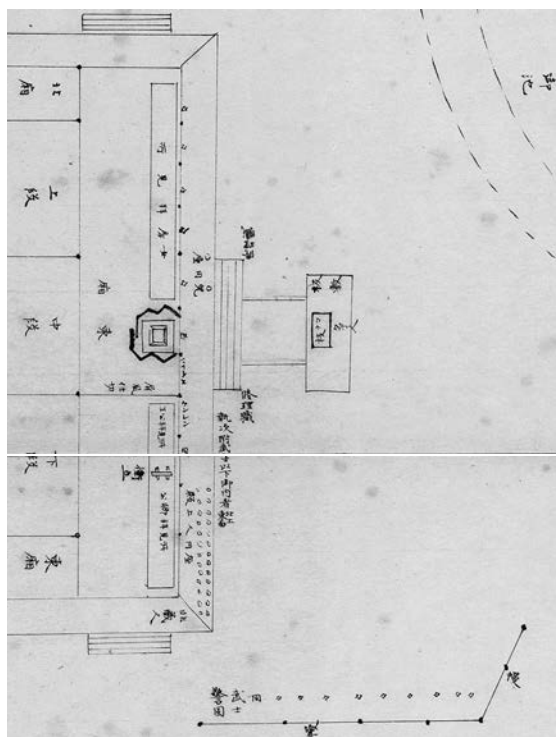


図12 『公事録』「小御所鶴庖丁図」



図13 『公事録』附図「小御所舞楽東使拝見之図」

伝統的な儀式を行う場として整理されることに伴う変化、すなわち小御所が清涼殿を補完する機能をもつ御殿であることを示す例として捉えられる。

図12は寛政度造営以降、式日を正月19日に設定された鶴庖丁并舞御覧之儀のうち鶴庖丁の場面であり、同儀式は前半に小御所東庭における將軍進献の鶴のハレの調理作法の御覧、後半に紫宸殿に式場を移して南庭における舞楽の御覧の儀式が行われる(註20)。

鶴庖丁の儀式では、東廂中央(中段の東)に畳を敷き満たし、畳と御茵、及びその背面に屏風を立て廻して簾中の御座とし、その北側に垂簾の女房拝見所を設ける。御座の南、屏風で仕切った南側は巻簾の王卿以下の座とし、ここにも畳が敷き満たされる。その東の簀子には殿上人が着座する。殿上人の上座には京都所司代の座が設けられたという。東階以北の簀子には児、東階下左右には修理職、東階南には執次・附武士以下、東階前に設けた仮設の敷板には庖丁人が着座する。作法を終えた庖丁人は、東階に進んで禄を取り、庭上で一拝して退出する。その後入御となり、小御所での儀式は終了する。

そのほかの庭儀御覧の儀式では、母屋の御座(畳・御茵)を中段中央東寄りに移して、天皇が簾中出御する。そのうち、小御所舞楽東使拝見儀は、臨時の御大礼や將軍家大礼などによる関東使の上洛の際、臨時に催される儀式である(図13)。この儀式では、東廂に関東使(南)と武家伝奏(北)が着座して庭中の舞楽を拝見するため、関白以下は下段や南廂で陪覧する。以上、取り上げたのは幕府関連の儀式であるが、三毬打は元々神泉苑で行われていたとも伝えられる儀式であり(註21)、御池庭のほとりで行われるのには、そのような歴史的背景もうかがえるかもしれない。

2-4 新主御所儀

寛政度造営以後、仁孝天皇と孝明天皇の崩御に際し、清涼殿を旧主の御喪所として葬送関連の儀式が行われた。その後清涼殿の改修が完了するまで、小御所を清涼殿代として調度を設け

て、皇位継承に伴う新主の儀式的場とした。

図14は孝明天皇の踐祚に伴う清涼殿代の室礼を示した指図である。小御所上段に夜御殿を設け、中・下段の畳を撤収し御帳台と大床子を置いて母屋の室礼とする。東廂に昼御座、西廂に北から御手水間、朝餉間、台盤所、鬼間、南廂に殿上の各調度を設ける。本来は塗籠である夜御殿の四周や殿上間の北壁にあたる部分などは襖を締切とする一方、西廂の各室の境などには簾台を設けて簾を掛ける。板敷の母屋となる中・下段境の敷居や建具は取り払い、大空間とした四周に御簾を掛けて東側を巻簾とする。以上、全体を俯瞰すると、清涼殿の特に儀式空間となる部分の平面構成がよく再現されているが、東弘廂の省略や階の配置など、構造に基づく相違もある。なお、南階上の簀子は殿上前の小板敷（薄帖）にあてて。

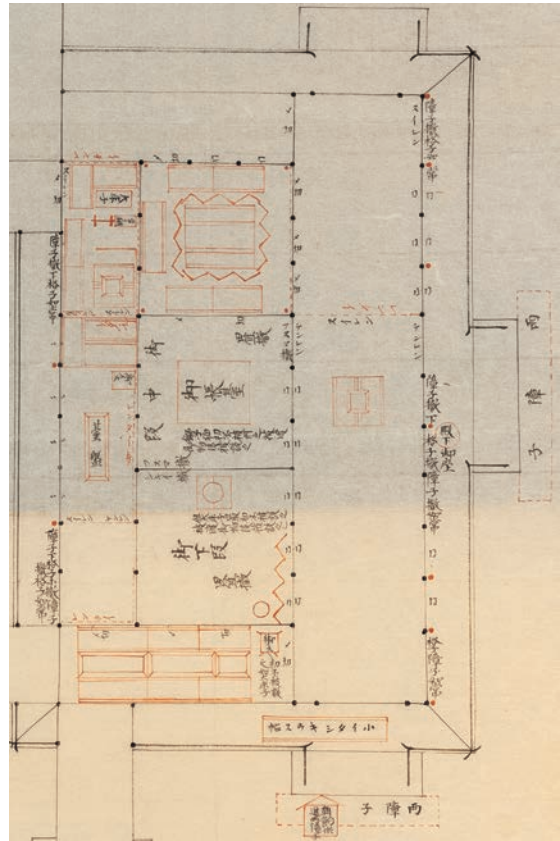


図14 『孝明天皇御踐祚小御所図』
「弘化三年二月十三日 踐祚清涼殿代(小御所)之図」
(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)

踐祚の儀式では、天皇が昼御座に出御し、関白が東簀子の座に着すと、まず関白再任（幼主の場合は摂政補任）の勅命が下される。続いて関白が蔵人を召し、諸臣の待遇を旧来どおりとする綸旨を伝え、蔵人は東庭での拝舞の後、陣において上卿に伝える。それを受けて、関白（摂政）以下が清涼殿代南庭に進み、奏慶の拝舞を行った後、殿上代に昇殿する。



図15 『孝明天皇紀附図』
「弘化三年二月十三日 踐祚吉書奏図」

続いて、台盤所代簾下において、旧主から新主に継承される累代の御物雑具の目録の奏聞がある。ここに至り、清涼殿の調度のなかでも特に重要とされた獅子狛犬、母屋大床子、殿上御椅子、二階厨子などが設置される。その後、昼御座において吉書の奏覧があるが、蔵人は簀子敷から文杖を用いて差し出す（図15）。清涼殿儀では東弘廂から差し出すことから、清涼殿代小御所では、省略された東弘廂の代用として東簀子が用いられていたことがわかる。

その後、服喪儀の倚廬殿（御学問所）への渡御に際し、清涼殿代を諒闇の室礼に変更する。吉の調度や獅子狛犬などは東廂北方の弘徽殿代に納められ、諒闇明けの大祓まで無紋鈍色の調度が設置される。なお、清涼殿の修復が完了次第、清涼殿代から清涼殿に調度類を復す。

2-5 東宮本宮儀

小朝拝（東宮拝礼）、立太子、東宮御書始、東宮御元服などの儀式において、小御所は東宮の本宮としても用いられた。文化6年（1809）、御常御殿の北側に東宮御殿（花御殿と称される）が造営されると、続く安政度の造営でも再建されたが、居住を旨とする御花御殿が上記の儀式に用いられることはなかった。つまり、天皇の御常御殿に対する清涼殿、皇后宮常御殿に対する飛香舎と同様に^(註22)、東宮の御花御殿に対しては小御所が表向きの本所にあてられて、平安時代以来の伝統儀式が執り行われたのである。

図16は統仁親王（後の孝明天皇）の立太子に伴う昭陽舎代の室礼を示した図である。南廂東第2間を南面の昼御座（縹綯端畳、東京錦御茵）とし、その背面の下段を母屋とするため、畳を上げた板敷に御座（大紋高麗端畳、縹綯御茵）を置き、五尺大嘗祭本文の屏風4帖を立て廻して昼御帳台に見立てる。また、西廂南第4間から第6間（中段の西）は朝餉間とする。南北の柱間（東西行）に簾台を打渡して隔てとし、中央に南面の御座（縹綯端畳、唐錦御茵）を置く。その東と北に四尺倭絵の屏風2帖を立て廻し、畳の北の屏風内には調度を設ける^(註23)。

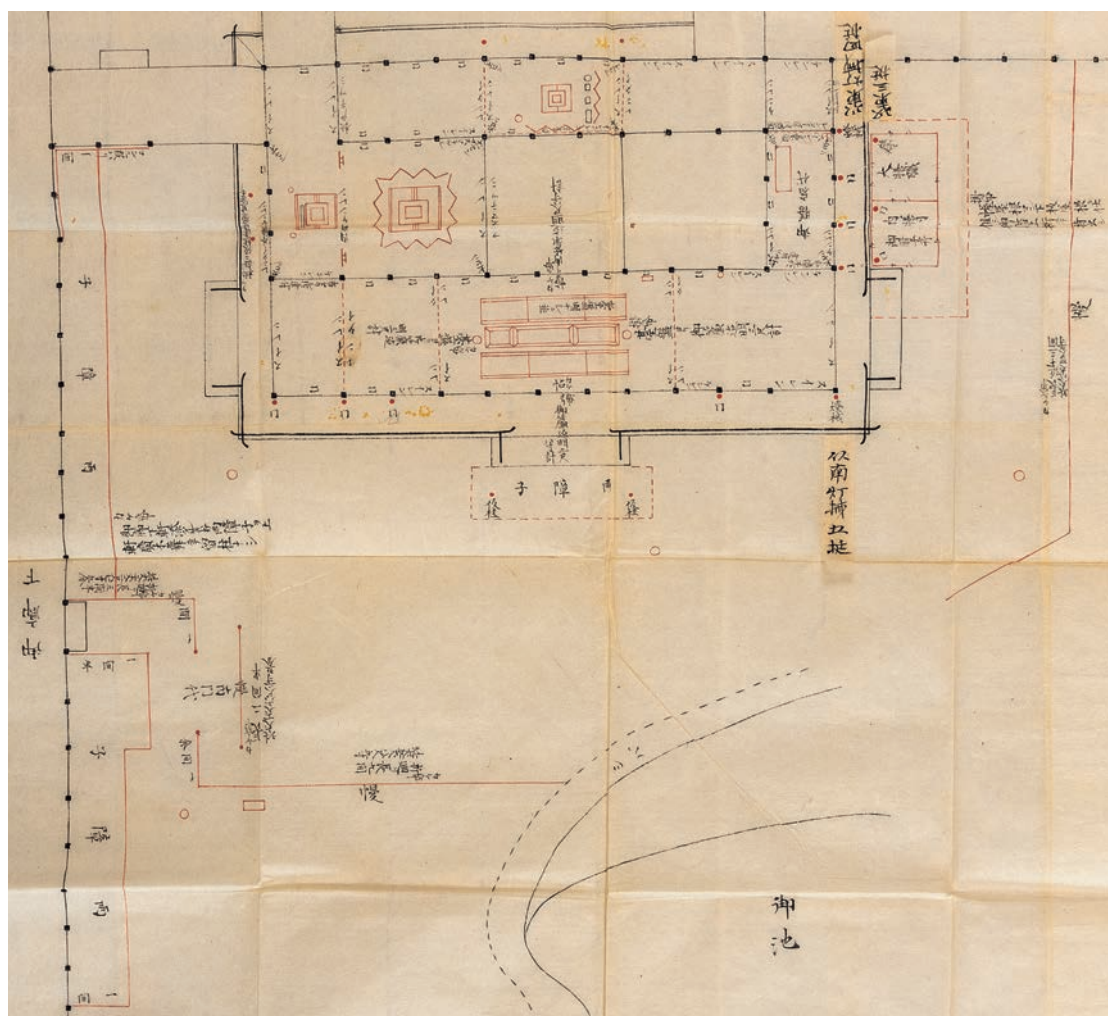


図16 『慶仁英仁統仁三親王立太子之事并図』『天保十一 三十四 立太子昭陽舎代御装束図五枚之内』
(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)



図17 『孝明天皇紀附図』「天保十一年三月十四日
昭陽舎節会勸盃図（小御所東廂）」



図18 『孝明天皇紀附図』「天保十一年三月十四日
昭陽舎昼御座御膳図（小御所南廂）」

そして、東廂南第4間から第8間は殿上とする。南北端の柱間（東西行）に簾台を打渡して隔てとし、南・西・北を垂簾とし、東側は開け放つ。中央に台盤3脚を立て、その東西に奥端相対して各紫端厚畳3帖を敷く（南を切台盤〈=上座〉とする）。南第8間奥には日給簡を置く。また、殿上の南方2箇間は天皇と東宮の内々御覧所とされるため、南側にも簾台を打渡して四方を垂簾としたうえで、内部が透けて見えないよう、南北の御簾沿いに屏風を置く。なお、同所は東宮の御膳を供進する際、南第1間の空間を加えて鬼間代とされるため、必要に応じて御簾の巻き上げや屏風の移動を行う。

また、北廂東第1間から3間は御膳宿とし、その南西隅に七尺御膳棚（渡廊御膳宿から移す）を立てる。その北側の庭には、御膳の弁備所を設ける。

ここで式次第について確認すると、立太子は東宮を正式に定める儀式であり、中心となるのは紫宸殿への天皇出御のもと、南庭において宣命使が立太子の宣命（天皇の詔）を宣する場面である^(註24)。これに際し、東宮は昭陽舎代西廂において身支度を整え、昼御座から紫宸殿に向けて出発する。紫宸殿儀の後、天皇から昭陽舎代に御膳使と御剣使が遣わされ、御膳具が内膳司弁備所に、壺切御剣が夜御殿代に各々もたらされる。続いて、関白以下公卿が昭陽舎代南庭において拝礼を行い、東階（殿上沓脱代）から殿上代に昇殿して饗饌を賜う（図17）。この場面を天皇と東宮がその南の間から密々に御覧になったという。饗饌及び賜禄の後、諸卿が退出すると、昼御座において東宮に御膳が供される（図18）。この場面で、勅使によりもたらされた御膳具が用いられ、内々御覧所が鬼間代に替わるのである。

小御所を昭陽舎代として用いる東宮関連の儀式空間のベースとなるのが、上記にみるような立太子の室礼である。2－4のように、清涼殿代として用いる場合、小御所は清涼殿と同じく東を正面とする空間秩序となっていたのに対し、昭陽舎代として使われる場合、小御所は南妻側を正面とする空間秩序に読み替えられる。それは、他にもない平安宮昭陽舎が南面の御殿であったことに起因すると考えられる。平安宮昭陽舎が飛香舎と同様、東西に長い御殿であったのに対し、小御所の向きは90度異なるにも関わらず、あえてその正面性を厳守するあたりに、古制への強い指向性が見受けられる。

3 京都御所小御所の建築空間の独自性 ―復古内裏の造営理念―

前章では、寛政・安政両度内裏における小御所の使われ方を個別に確認したが、本章ではそこから導き出される復古の様式の内裏における小御所の造営意図について考えてみたい。

川本重雄氏が指摘されているように、古代律令制に基づいた近世支配者層の序列がゆるぎないものであることを示すため、天皇との位置関係によって自他の社会的地位が可視化される宮廷儀式が円滑に執り行われていることは、貴族のみならず、武家や寺家にとっても重要なことであった^(註25)。そして、皇位が安定的に継承されていくことが、社会の安定ひいては個々の身分の保証につながることから、皇位継承儀礼や、皇位継承者の人生儀礼もまた大切なものであった。それら平安宮の古制に基づく伝統儀式が、あるべき姿で威容を整えて行われるようにすること、それが寛政度内裏造営における最も重要な理念であったと考えられる。

具体的には、毎年再生・更新される社会秩序を表徴する儀式として節会があり、皇位継承関連儀式及び皇位継承者の儀礼として、即位・大嘗会・譲位・天皇元服・天皇御書始・立太子・東宮元服・東宮御書始、及び関連儀式として、后妃の儀礼に入内・立后・着帯などがある。そのうち、節会、即位、大嘗会、天皇元服、東宮元服（加冠儀・宴会）は紫宸殿、譲位（新主御所儀）・天皇御書始は清涼殿、踐祚清涼殿代（新主御所）儀・立太子・東宮元服（本宮儀）・東宮御書始は小御所、入内・立后・着帯は飛香舎で行われる。すなわち、紫宸殿・清涼殿・小御所・飛香舎が内裏における重要な伝統儀式が行われる御殿であり、そのうち清涼殿は天皇、小御所は東宮、飛香舎は后妃の儀式にあてられる。つまり、ここで述べたいのは、寛政度内裏の造営計画において、表向きの御殿との互換性を要する小御所の建築空間について、他の3殿舎と同様に平安宮内裏に由緒をもつ復古の様式で造営することを考えない訳がないということである。

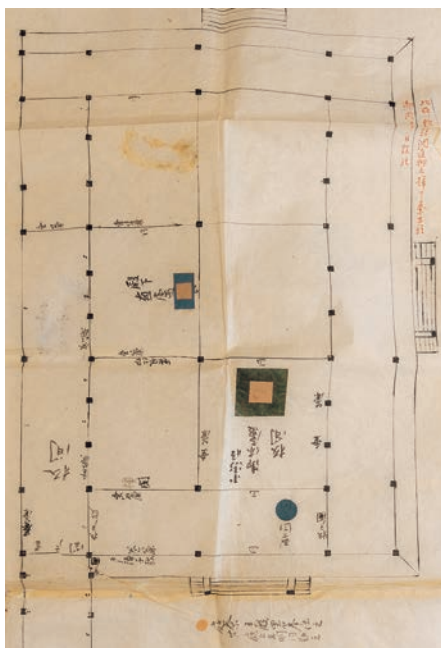


図19 『東宮御元服次第並絵図』
(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)

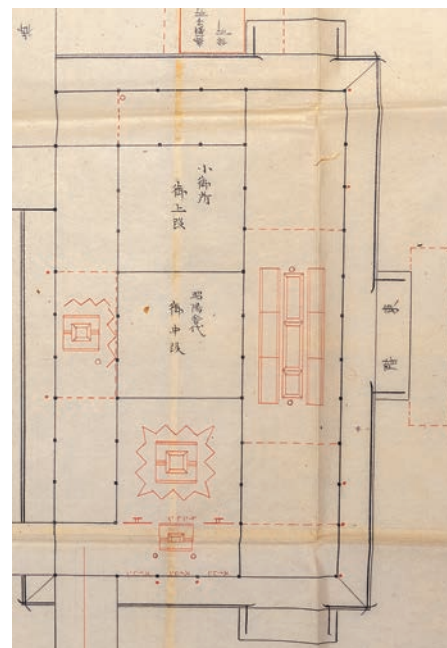


図20 『〔東宮〕統仁親王御元服図類』
(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)

そこで、改めて宝永度と寛政度の小御所における東宮御元服の使われ方（図19^(註26)、20^(註27)）について確認すると、「殿下直廬」と東宮の「御休廬」の機能に特化した前者と、御殿全体を昭陽舎代として読み替えた後者の違いは、平面にあらわれない立面の様態（1-1、1-3に既述）を併せて考えても明らかである。旧例では儀式に際し、東宮は式場である紫宸殿から離れた直廬（本宮）から参上したため、紫宸殿の近くに休廬を設けていたが、文化8年（1811）の恵仁親王（後の仁孝天皇）の東宮御元服を機に、小御所を直廬（昭陽舎代）として休廬も兼ねたのである。ここで御元服の式次第を確認しておくと、昭陽舎代から出御した東宮が紫宸殿に昇殿し、天皇臨御のもと加冠が行われたのち宴会の儀式が続くが、加冠と宴会の間に行われる紫宸殿の室礼変更の間、東宮は一度休廬に戻るようになっており、同所で腋御膳が供される。東宮の紫宸殿への参上経路は、小御所南廂（昼御座）→南取合廊下→十八間廊下（御路となる間、畳を上げて板敷とする）仮階（以降、地上に筵道あり）→敷政門→宜陽殿壇上→紫宸殿東軒廊→同東階である。すなわち、宝永度と寛政度の小御所の間には、昭陽舎代（直廬・休廬）と紫宸殿の往来を含む場面転換のある儀式において、違和感のない連続性のある舞台（建築空間）が用意されているか否かという点において歴然たる差が存在する。

このように昭陽舎代として様変わりする小御所は、間仕切りの位置や調度の配置を変更すると清涼殿代にもなり、使用上清涼殿と遜色ない儀式空間をも創り出すことができる（2-4）。それは、母屋と廂で構成される平面を、窓や壁ではなく可動式の建具で区画することを基本の形式として、建具の取り外しあるいは屏風や御簾を用いて、必要に応じて空間の大きさを調節するとともに、そのようにして創り出した部屋に調度類をしつらえて機能や彩りを加えていくという、日本の伝統的な建築空間のあり方の応用である。

そして、御庭に面した弘廂があれば、そこは和歌管絃や庭儀御覧の空間にもなる。廂、簀子縁、階、庭上という段差を序列に見立てて座を配し、蓐を撥ね上げて建具を取り払い、あるいは御簾で緩やかに外部と隔てながら、庭と室内が一体となった儀式空間を形成する。列席者の眼前に広がる御池庭は平安宮内裏にはなかった光景であり、里内裏の歴史を伝えながら、和歌の朗吟、管絃や舞楽の音色、三毬打の焼竹のはぜる音やお囃子を響かせた。

一方で、母屋の上・中・下段の畳敷の3室は、対面のために整えられたものである。御常御殿や御学問所の上・中・下段で対面する摂家、親王、清華大臣、内々門跡、近習の公卿以外の、外様公卿や門跡、及び武家との対面空間として存在し、3間四方の3室を続き間とする御常御殿の平面構成を取り入れたものとされている^(註28)。ただし、その3室だけで完結するのではなく、南廂や南簀子も拝礼の空間とされると同時に、東西の廂や簀子にも公卿や殿上人が列座した。内裏における対面は、宮廷の建築文化と書院造の建築文化を融合したものといえる。

上記の機能を併せ持った小御所は、寛政度の造営計画により創り出されたものであり、拠るべき先例があった訳ではない。復古を遂げた清涼殿との互換性や、昭陽舎代として紫宸殿や清涼殿の儀式空間との連続性を維持するために計画されたもので、その点においてあるべき姿への復古と機能性の両立を実現した、内裏における最新の建築ともいえる。

4 幕末の小御所における対面 ―復古内裏のその先―

寛政・安政両度の造営時に想定されていた儀式や行事に加えて、幕末の動乱期には、予期せぬ事態への対応が小御所でも求められるようになる。その端緒となるのが文久3年（1863）3月7日を初度とする将軍徳川家茂の参内と、それ以前から顕著化していた大名参内である。当該期の武家参内と内裏の建築空間の変容について明らかにされた久住真也氏の研究によると、文久2年以降、大名の正式参内がみられるようになったとされており、同年閏8月9日、無位無官のため正式参内の扱いではなかった島津久光との対面が参内殿で行われたのを初めとして、それ以降の武家による正式参内では小御所において対面が行われた^(註29)。大名の拝礼・天盃頂戴の作法は、年頭の関東使の対面に準じて下段ないし南廂で行われた。

徳川家光の上洛以来、約230年ぶりとなった上記文久3年の将軍による対面では、将軍は御車寄から昇殿して麝香の間に控えた後、小御所中段において拝礼を行った。同殿東庭における馬寮による将軍献上の御馬の引き廻しのあと中段において天盃を賜い、続いて御学問所でも対面があり茶菓が供された。当時将軍後見職であった一橋慶喜は、御拝道廊下の麝香間南に設けられた屏風構の内に控え、将軍の小御所対面の節は同殿唐戸下、御学問所対面の節は鷺杉戸（御学問所に続く廊下の南端）まで随従した^(註30)。2度目の上洛となる翌文久4年正月21日の右大臣補任御礼参内では、中段に将軍家茂、下段に後見職一橋慶喜、廂に松平春嶽以下が列座し、総勢44名の在京侯伯を伴う総礼に変化^(註31)するとともに、将軍への天盃が御常御殿で行われた。

従来の年頭の関東使による御礼は将軍不在を前提とするもので、文久3年の初参内を機に将軍自ら小御所に赴いて拝礼をするようになるが、小御所中段を将軍拝礼の場として幕臣のそれと区別する点はその後も変化がなかった。官位に基づく身分秩序が有効である限り、宮中における儀式空間は機能し続けていたのである。その点において、慶応3年12月9日（1868年1月3日）の小御所会議は、それまでの小御所の儀式空間が前提としてきたものとは別の、新たな身分秩序（新政府の総裁・議定・参与）に基づいて行われたものであった^(註32)。すなわち、中段奥座（東面）に武家の議定、端座（西面）に総裁の宮及び・宮・公家の議定が東西相對して着座し、下段には参与となる諸藩士が詰めた^(註33)。しかし、その後の記録で小御所において上記のような評議形式が定着したことを示すものは特に見受けられないようである。新たな秩序の出現は新たな儀礼の場を求める。そして、それは古代以来の秩序そのものであった内裏の外に求められていくのである。

おわりに

明治2年（1869）3月7日の明治天皇の東幸後、明治23年橿原神宮の創建に際して内侍所が下賜されることとなり、それに伴って十八間廊下が取り解かれた。ただし、大正9年（1920）の図面（図21）にみられるように、十八間廊下に接続していた小御所南取合廊下は残されていた。明治天皇の京都行幸にあたり、小御所では明治28年に内閣総理大臣伊藤博文以下の列席による外交に関する枢密院会議や内閣会議が開かれ、明治30年には英国特命全権公使サー・アー

ネスト・メイソン・サトウとの謁見を皮切りに、各国公使への謁見が続いた。同年には小御所周辺の整備が目立ち、同殿西庭の花壇の増設、御池庭の小舟の新調と御舟舎の新築、同所への石燈籠2基の新設及び旧桂宮邸や拾翠亭の石燈楼5基の移設などが行われている。続く36年の明治天皇最後の行幸時にも外国公使謁見は行われ、その儀式は「宮城鳳凰の間における謁見の如し」と記録されている(註34)。

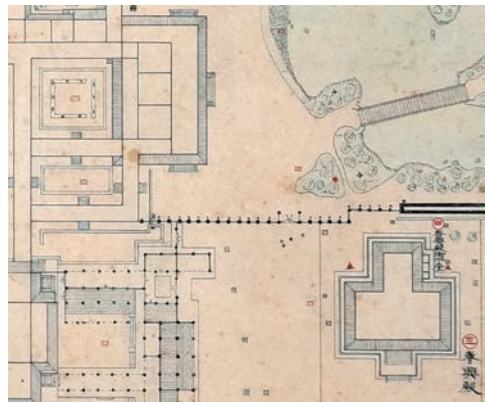


図21 『京都皇宮総図』其壹
(宮内庁京都事務所蔵)

大正・昭和時代には、明治時代に制定された旧皇室典範並びに登極令に則って京都御所で行われた大嘗祭に際し、小御所への出御があり、「大嘗祭前二日御禊の儀」「大嘗祭前一日鎮魂の儀」「神宮・皇霊殿・神殿、並に官国幣社に勅使発遣の儀」が行われている(註35)。その後、第二次世界大戦中にも昭和天皇の京都行幸が行われたが、東京、名古屋、大阪などの大都市への空襲が相次いだ昭和20年(1945)の7月頃、京都御所では建物疎開が行われ、小御所北側の廊下などとともに、南取合廊下はその時に取り解かれている(註36)。そして、昭和29年8月16日、花火大会の打上げ花火の残り火の落下による火災で、小御所は御殿ごと焼失してしまう。焼失後まもなく復元に向けた取り組みが開始され、昭和33年に一部焼け残りの部材も利用して再建された。さらに、昭和42年から49年には、建物疎開により失われていた廊下や建物の復元工事が行われ、御学問所に続く小御所北側の廊下が復元された(註37)。

京都御所の小御所は、寛政度内裏造営を機に、主要な御殿廻りを復古の様式で再興するという造営方針のもと、小御所本来のあり方―表向きの御殿の機能を補完するとともに、それらの御殿との互換性を保つ―を追究した結果、新たに創出されたものである。日本の宮殿建築の本質を捉えつつ、当時必要とされた機能性をも備えた造営計画の普遍性は、内裏のなかで最も多種多様な儀式が行われ、永らく現役の御殿であり続けたその歴史が物語っている。しかし、その独自性は結果として平面構成や外観において復古の色彩が濃いシンプルな建築空間に凝縮されているため、御殿の機能(儀式における使われ方)への理解なくして真の歴史的意義にたどりつくことはできない。そのことをこの御殿ほど実感したことはかつてなかった。京都の御所・離宮がその歴史的意義への深い理解のもと、適切に管理・整備されて後世に継承されるよう、今後も同様の観点から調査研究を進めていきたいと考えている。

註

- (1) 宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。
- (2) 『御造営御用掛日記』安政2年8月24日条、『橋本實久卿日記』同日条。
- (3) 『御造営御用掛日記』安政2年4月8日条。
- (4) ちなみに、寛政度内裏(寛政2年〈1790〉造営)において御上棟が行われたのは、紫宸殿、内侍所、清

涼殿、小御所、御常御殿であった。なお、飛香舎は、寛政6年欣子内親王の入内の儀式に際して460年ぶりに再興されたもので、寛政度内裏造営当初には存在しなかった。

- (5) 藤岡通夫『京都御所』(彰国社、1956年〈新訂版は中央公論美術出版1987年〉)、川上貢『日本中世住宅の研究』(墨水書房、1967年〈新訂版は中央公論美術出版2002年〉)、藤田勝也「南北朝時代の土御門東洞院内裏について」(『日本建築学会計画系論文集』第540号、2001年)。なお、平安時代から鎌倉時代初期の小御所の事例を悉皆的に調査された研究に溝口正人「中世貴族住宅に関する研究」(学位論文、1996年)があり、治承2年(1178)造営の五条東洞院殿(高倉天皇・安德天皇の里内裏)や仁安2年(1167)造営の閑院第(高倉天皇から土御門天皇まで4代にわたる里内裏)、及び建保元年(1213)造営の閑院内裏(順徳天皇の里内裏)などに小御所がみえることを明らかにされている。ただし、「小御所」は領域を示すことばとして認識されていたとも指摘されており、当時の小御所が独立した御殿であったか否かは検討を要すると考えられる。
- (6) 内裏における小御所の成立に関わる研究に、川上貢(註5前掲書)、藤岡通夫(註5前掲書)、平井聖『日本住宅の歴史』(日本放送出版協会、1974年)、藤田勝也『日本古代中世住宅史論』(中央公論美術出版、2002年)などがある。
- (7) 『寛政度内裏指図』(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)、『安政度内裏指図』(同)は『宮内庁京都事務所年報』4(2023年)に参考資料2、3として掲載(70、71頁)しているので、適宜参照されたい。
- (8) 小御所の障壁画については、長崎紀子「京都御所における調度類の保護」(74頁)参照。
- (9) 『光格天皇実録』所引〔非蔵人番所日記残缺〕天明2年(1782)2月11日条。
- (10) 儀式の一部を取り上げる場合は、表中の「場面(表記無→全場面)」の欄に該当場面を記入している。例えば、「太元帥法并後七日御修法」は、主たる儀式は理性院本坊(太元帥法)・紫宸殿(後七日御修法)における仏事であるが、小御所においても仏事の前に東宮の撫物の授受、仏事の後に勤修の僧との対面が行われる。
- (11) その他、立太子、御譲位、立后、御即位、御凶事に際して、関東使への対面(御祝儀や帰暇など)がみられる。また、御即位では灌頂御伝授が小御所で行われたことが知られるが、具体的な座や室礼について不明であるため、取り上げていない。
- (12) 王質を画題とする絵が画かれた杉戸のことを指しており、図2に所在を示している(以下、本文中に記した上利剣杉戸と鷲杉戸も同様)。
- (13) 『大日本史料』第4編所引〔晴御会部類記〕同日条。
- (14) 満田さおり・川本重雄「『内宴』の装束と次第―『北山抄』と『年中行事絵巻』を通して―」(京都女子大学生活造形学科研究紀要『生活造形』第53号、2008年)。
- (15) 『山科忠言卿記』(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵)及び『光格天皇実録』所引〔非蔵人番所日記残缺〕同日条。
- (16) 『山科忠言卿記』同日条。
- (17) 『山科忠言卿記』天明7年正月24日条など。また、『後桃園天皇実録』所引〔柳原紀光日記〕明和6年(1769)正月24日条にも「主上(※後桜町天皇)出御清涼殿西面御座(東宮御座致同上段云々、不見及)、簾中也、(中略)兼置文台於西間(中段)中央(聊寄東方)、南北行、(中略)余兼候南間(下段)」とあり、宝永度内裏では清涼殿北側に位置した上段、中段、及びその南側の下段が式場として使用されていたと考えられる。
- (18) 『山科忠言卿記』天明6年9月28日条など。
- (19) 『光格天皇実録』所引〔柳原均光日記〕寛政3年正月24日条、同4年正月24日条。
- (20) 紫宸殿における舞御覧については、満田さおり「京都御所紫宸殿廻りにみる復古の様式とその使われ方」(『宮内庁京都事務所年報』2、2021年)参照。

- (21) 『嘉永年中行事』に拠る。
- (22) 飛香舎の儀式における使われ方については、満田さおり「京都御所飛香舎にみる復古の様式とその使われ方」(『宮内庁京都事務所年報』4、2023年)参照。
- (23) 東北隅に二階棚(上層東に火取、西に汔坏、下層東に硯篋、西に打乱篋)、その西に唐匣篋、鏡台を並べ置く。
- (24) 紫宸殿における立太子については、註20前掲論文参照。
- (25) 川本重雄「日本の宮殿建築－天皇の宮殿を中心に－」(家具道具室内史学会編『家具道具室内史』第11号、2019年)において、古代の律令制度の下で成立した位階や官職(官位)は、日本の支配者層の社会秩序を表す指標として武家政権にも受け継がれており、幕府の序列の有効性を示すため、内裏で行われる儀式は武家政権にとっても十分に意味のあるものであったとされたうえで、古代の官位の秩序によって、着座や整列する位置が決まる節会こそが受け継がれるべき儀式であり、その舞台となる紫宸殿こそが宮殿にとって最も重要な施設であったとされている。
- (26) 明和5年(1768)8月9日の英仁親王(後の後桃園天皇)の御元服図。
- (27) 天保15年(1844)3月27日の統仁親王(後の孝明天皇)の御元服図。
- (28) 川本重雄「前近代の日本の宮殿－平安宮から京都御所へ－」(家具道具室内史学会編『家具道具室内史』第7号、2015年)に拠る。
- (29) 久住真也a.「幕末期武家参内に関する空間的考察－諸大夫の間と仮建を中心に－」(『中央史学』第33号、2010年)、同b.「幕末政治と禁裏空間の変容」(『日本歴史』第760号、2011年)では、文久3年の将軍参内に際し、多数の随従の大名に酒饌を賜う場を確保するため、「鶴間南仮建」(諸大夫間のうち、鶴間南の増設部分)が設けられたこと(鶴間南仮建はその後増加し続ける大名参内への対応、公家・大名・藩士の接触の場として幕末の政局下で存続)、翌年の2度目の将軍上洛に際し、御車寄から小御所に続く廊下を複廊化し、武家専用の廊下(南北行に表新廊下、東西行に端新廊下を新設)を設けて公家や非蔵人が日常的に往来する廊下(南北行の御車寄廊下と東西行の端廊下)と区別したことなど、幕末期の内裏の建築空間の変化について武家との関係に着目して明らかにされており参照されたい。ただ、将軍と大名の小御所への参入経路について、将軍は御車寄→御車寄廊下→端新廊下→御拝道廊下(麝香間經由)→撞木廊下→小御所南西廊下→同殿南廂、大名は諸大夫間→表新廊下→端新廊下(以下、将軍と同じ)と推定されるが、小御所南廂への参入について史料では必ずしも明瞭ではないとされている。先にみたとおり年頭の関東使対面では、小御所南取合廊下から南廂に参入するため、撞木廊下→露台→十八間廊下→南取合廊下→南廂の経路も想定されるかもしれない。
- (30) 『孝明天皇実録』所引〔非蔵人日記〕文久3年3月7日条。
- (31) 『孝明天皇実録』所引〔非蔵人日記〕同日条。
- (32) 川本重雄(註25前掲論文)などにより指摘される。
- (33) 久住氏は「御三の間御敷居際迄相詰たり」(『再夢紀事・丁卯日記』〈東京大学出版会、1988年〉)という記述に拠り、諸藩士は南廂に座したとされる(註29前掲論文a.)が、『明治天皇紀』など他史料に下段とされることが多い点について、大久保利通の日記(日本史籍協会編『大久保利通日記』〈マツノ書店、2007年〉)に、会議の途中に山内容堂の発言に対してやむなく席を進み「豪論」に及んだと記されていることから、途中から発言に際して下段に昇るような状況になったのかもしれないと推測されている(久住真也『王政復古 天皇と将軍の明治維新』講談社現代新書〈講談社、2018年〉)。
- (34) 以上、『明治天皇紀』に拠る。
- (35) 大礼記録編纂委員会編『大正大礼記録』(1919年)、大礼記録編纂委員会編『昭和大礼要録』(1931年)などに拠る。また、大正・昭和両度の即位の礼では、小御所は皇族王公族の御休所並びに御召替所として用いられた。

- (36) その後行われた建物疎開箇所の復元工事において、南取合廊下は検討対象とされておらず、それに連動して、同廊下が接続していた小御所南廂西第1間南側の唐戸も復元されることなく今日に至っている。
- (37) 『京都御所渡廊及び附属建物復元工事報告書』（宮内庁京都事務所、1978年）に拠る。